

安中市監査委員条例等の一部を改正する条例について

安中市監査委員条例等を次のように改正する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市監査委員条例等の一部を改正する条例

(安中市監査委員条例の一部改正)

第1条 安中市監査委員条例(平成18年安中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(安中市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) 安中市水道事業の設置等に関する条例(平成18年安中市条例第191号)

第5条

(2) 安中市病院事業の設置等に関する条例(平成18年安中市条例第195号)

第6条

(3) 安中市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年安中市条例第21号)第

5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。